平成２８年（フ）第２３号
埼玉県大里郡寄居町大字末野900番地５
債務者　大槻　尚美
1　決定年月日時　平成28年２月10日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　髙橋　和久
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年５月31日午前10時
5　免責意見申述期間　平成28年５月17日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２７年（フ）第３４６号
岐阜市折立436番地９
債務者　米倉　克次
1　決定年月日時　平成28年２月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　横井　　健
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年５月31日午前10時10分
5　免責意見申述期間　平成28年５月31日まで
岐阜地方裁判所

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２７年（フ）第３５２号
群馬県前橋市富士見町小沢503番地１
債務者　齋藤　　崇
1　決定年月日時　平成28年２月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月５日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２８年（フ）第１６号
群馬県前橋市若宮町２丁目２番６号
債務者　古谷ひさの
1　決定年月日時　平成28年２月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月５日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２８年（フ）第１７号
群馬県前橋市幸塚町110番地　奈良貸住宅
債務者　小沢　信夫
1　決定年月日時　平成28年２月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月５日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２８年（フ）第２１号
群馬県前橋市鼻毛石町1707番地47
債務者　広瀬　智也
1　決定年月日時　平成28年２月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月５日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２８年（フ）第２８号
群馬県伊勢崎市宗高町66番地９
債務者　五十嵐美代子
1　決定年月日時　平成28年２月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月５日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２７年（フ）第１２９７号
埼玉県上尾市大字瓦葺2716番地　尾山台団地３－６－101
債務者　羽村　仁志
1　決定年月日時　平成28年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月５日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第１３８５号
さいたま市桜区大字下大久保125番地　コート・ロワール103号
債務者　野口　雅昭
1　決定年月日時　平成28年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月５日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第１４３８号
さいたま市緑区東大門２丁目22番地１　アトーレ東大門404
債務者　工藤　昭夫
1　決定年月日時　平成28年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月５日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第１４７４号
埼玉県上尾市大字瓦葺1440番地５
債務者　志村まゆ美
1　決定年月日時　平成28年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月５日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第３８号
埼玉県上尾市大字小敷谷845番地１　西上尾第一団地３－２－403
債務者　ごきげんやこと　相馬　幸博
1　決定年月日時　平成28年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月５日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第３９号
埼玉県上尾市大字小敷谷845番地１　西上尾第一団地３－２－403
債務者　相馬　康子
1　決定年月日時　平成28年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月５日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第５２号
さいたま市緑区大字中尾1403番地１　ドミールヤマノウチＢ－３
債務者　大野　　潤
1　決定年月日時　平成28年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月５日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第６４号
さいたま市見沼区大字御蔵1365番地８
債務者　高橋　清美
1　決定年月日時　平成28年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月５日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第９３号
さいたま市見沼区春野２丁目３番２－504号
債務者　村井　禎三
1　決定年月日時　平成28年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月５日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第５６０号
埼玉県越谷市宮本町３丁目80番地１　イース越谷105
債務者　大関　榮一
1　決定年月日時　平成28年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月５日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係